

情報提供書の運用について

1. 報告対象

① 院外処方せん情報提供書

- 緊急性は低いが医師に情報提供が必要な場合（アドヒアランスや残薬の報告、次回以降の処方提案など）
- 主治医（処方医）と保険薬局で情報の共有が必要な場合
- その他、保険薬局の薬剤師が情報提供を必要と判断した場合

《注意事項》

- 院外処方せん情報提供書での報告・確認は疑義照会ではありません。緊急性がある場合、調剤前に確認が必要な事項がある場合などは、従来通り疑義照会を行ってください。
- 院外処方せん情報提供書に対する医師の回答は義務ではありません。

② 後発医薬品情報提供書

- 先発医薬品から後発医薬品へ代替調剤をした場合
- 処方せんに記載されている後発医薬品と異なる後発医薬品へ代替調剤をした場合
- 一般名処方を調剤した場合

《注意事項》

- 2回目以降、調剤する医薬品に変更が無い場合は、後発医薬品情報提供書の提出は必要ありません。

2. 報告方法

それぞれ所定の様式に必要事項を記入後、FAX 又は郵送（持参）で報告をして下さい。

郵送（持参）で報告をする場合は、封筒に①「院外処方せん情報提供書（後発医薬品情報提供書）在中」、②差出人情報（保険薬局名、報告者など）、③報告先の診療科名の3点を必ず明記して下さい。【[封筒記載例](#)】

3. 報告先

当院 FAX コーナーへ FAX（0186-45-1314）又は郵送（持参）をして下さい。

平成 27 年 12 月 1 日
大館市立総合病院薬剤科作成